

大正期フェミニズムの視点から「現実の人」分析と法へ

松 田 恵 美 子

始めに

一、大正期の女性とフェミニズムの視点

二、フェミニズム及び法律学での「現実の人」

終わりに

## はじめに

現在我々は西洋近代型の法制度の下に生きている。ただ時代の要請、社会の変化に応じ法制度は常に変化を続けている。変化の要求を基礎づける様々な思想潮流もしばしば登場するが、大きなものとして「近代」から漏れ落ちたものに目を向けるポストモダンが登場した。フェミニズムの「近代」に懐疑の目を向ける側面はその大きな流れと重なっている。「近代」から漏れ落ちたものに目を向けることは法制度の再考につき如何なる意味を持つのだろうか、またフェミニズムとは如何に関わるのであろうか。

フェミニズムと関連して掲げられる事象は多様である。女性への選挙権要求のように男性に認める権利は女性にも認めよとする運動、公の部分だけでなく私の部分に存在する男女間の抑圧構造の指摘、さらに当然視されていることが実は男と女の間の権力関係の、それも男に都合の良い形態としての現われであることを次々と暴く動きがあった。それらは資本家と労働者の権力関係と結び付いて論じられることもあれば、社会的に少数派とされる人々への抑圧構造と結び付いて論じられることもあるが、人間自身の作り出す権力への着目と結びつき、ついには一人の人間を統一的存在と捉えず断片から成るものと見る視点として登場することにもなった。

このような多様な形で現われるフェミニズムと言われるものの法への影響力も無視できない。すべての点に触れることはあまりにも膨大にすぎるため、ここでは一点、人間を統一的存在と捉えず断片から成るものと見る視点に注目したい。これは「近代」から漏れ落ちたものに目を向ける発想と重なる部分であり、法学の一部に見られる発想とも重なりをもつが、フェミニズムと法学の接点という意味ではこれまであまり注目されていないように思われる。しかし近代法制度を考えるためには、そこから漏れ落ちたものに目を向けることは重要な意味があると考

えられ、そこでこの接点について確認してみたいと思う。また併せて日本におけるフェミニズムの伝統についても考えてみたい。

フェミニズムと近代法制度は当初から無関係ではなかったとも言える。「近代」の開始とともにフェミニズムの第一波が生じ、日本においても「近代」、「近代法制度」を導入する明治以降、フェミニズムに繋がる動きが始まる。日本の明治期も選挙制度が設けられるが女性には選挙権は認められず、これに対して女性たちによる選挙権獲得のための運動が生じる。またこのような政治的活動以外に、『青鞥』の発刊に見られるような文筆による女性たちの意見の発信が盛んになる。つまり近代以降の日本でもフェミニズムに関わる動きは非常に多く見られたのである。ここには例えば大正期の母性保護論争の中で見られた家事労働が不払い労働とされることへの疑問のように、戦後も一九六〇年代の第二次主婦論争時には議論の中心となり、現代に到る論点に繋がるものも含まれる。しかしこのような論点を生み出した歴史を持ちながら、家事労働問題の場合のように理論化にまで到らなかったことを思い起こすと極めて残念である。ここで近代日本のフェミニズムに関わる動きの中に見られた多くの視点を確認しておくことで、このような現代に繋がる論点を理論化する作業の準備段階とできないかと思う。

本稿では近代の女性たちの議論に見られるフェミニズムに関わる視点を確認するために、明治末から大正初期（一九一一年九月—一九一六年二月）にかけて刊行された『青鞥』上の女性たちの議論と、『青鞥』休刊後も続く女性たちの論争の一つ母性保護論争を取り上げる。当時の女性たちが、社会の中にいつの間にか構築された目に見えない男性支配—女性従属の抑圧構造を未だ感覚的にはあるが捉えていたことを見ておきたい。

一方現代においてフェミニズムは、今や男と女の性的差異と思ひ込まれていたものの欺瞞性を暴き出すのみならず、人間が生来持つ抑圧性を問う理論へと深化している。そのため一人の人間はもはや一つの確立された個体とは言えず、断片の集積と捉えられ、この発想の下で「主体」も再考されねばならないという観点も生み出した。再考

された「主体」は「近代」が前提とした「自律的主体」とは言えないものであり、その「主体」が「自己決定」するのである。ここに「近代」への懐疑の視点が見える。

そして興味深いのは、法律学においても「近代」から漏れ落ちたものへと目を向けた時に、「近代」が前提とする「自律的主体」と対置される「物語的主体」が主張されたことである。「物語的主体」は、周囲との関係性の中にあり、他者との相互作用、それゆえの内面的葛藤で揺れ動き、その中でようやく「自己決定」するものである。「近代」が前提とする合理的、理想的な「自律的主体」とは異なり、むしろ「現実の人」に目を向けたものである。「現実の人」を基点に法制度を考える発想が生まれたと言える。そしてこの「物語的主体」がフェミニズムの「主体」とまさに重なるのである。

ではこのフェミニズムと法律学の接点、そして接点を生み出す土壌ともなった近代日本の女性たちの視点を併せて見てゆくものとする。

### 一、大正期の女性とフェミニズムの視点

フェミニズムに繋がる萌芽的視点を日本では、明治の「近代化」以降の社会の中で女性たちがしばしば見せてきた。これらの視点について筆者はかつてまとめたが（拙稿『『青鞥』論争から人と法へ』二〇〇七年、「大正期の母性保護論争に見られる三つの論点」二〇一四年）、ここでもう一度簡単に述べる。

まず『『青鞥』上の論争として、三大論争と言われる「貞操論争」、「墮胎論争」、「廢娼論争」を挙げる<sup>1</sup>。

「貞操論争」は生田花世の「食べることと貞操と」（『反響』一九一四年九月号）が発端となる。生田はようやく仕事を見つけた女に職場の男が関係を迫る時、「食べること」のために貞操を犠牲にせざるを得ない現実があるとし、

日本の家族制度、社会制度が女を苦境に陥れているとした。生田は「食べること」と女性の貞操を交換条件とさせる日本の社会構造的な問題を指摘したのだが、この点は他の女性たちに理解はされず、逆に批判に曝される。例えば伊藤野枝は、生田は世間一般の貞操感に囚われ打破しようとの発想がないと言う（伊藤「貞操に就いての雑感」、『青鞥』五一二、一九一五年二月）。

論争の過程では平塚らいてうが、今日の社会においては道徳、習慣、法律、制度は男子の欲求に沿うものとなっており、その男子の独占欲から結婚に際し、処女であることが求められているとの指摘をする（平塚「処女の真価」、『新公論』一九一五年三月号）等、興味深い視点がいろいろ見られる。しかし生田が問題とした、社会構造的に作り出されている男女の権力関係より生じ、実際に存在する「食ふることと貞操と」の問題をどう解決すべきかが論じられることはなかったのである。

次に原田皐月「獄中の女より男に」（『青鞥』五一六、一九一五年六月）が発端となった「墮胎論争」も興味深い。手紙の形をとるこの原田の小説においては、墮胎罪に問われ獄中にある「私」は、母となる力がないことを知りながら妊娠を避けなかった事は悪いと思うが、墮胎は悪いとは思っていない、責任を持たない妊娠したのは思慮不足と思うので、より思慮不足な結果の招来を避けるために墮胎したと言う。また胎児は母胎の命の中の一物であるうちは、母が胎児の幸福と信ずる信念通りに胎児を左右することは母の権内にあつて良いとも言う。この主張に対して様々な意見が提起される。

伊藤野枝は「私信——野上弥生様へ」（『青鞥』五一六、一九一五年六月）において、親になる資格がないものが子供を生むことは確かに問題だが、ただ親になる資格は普通の生活に堪えることができ、生理的に充分発育を遂げていることで足りるとし、また自分たちの都合のために「いのち」を殺すことは自然を侮辱し、また「生命」を軽視した行為ではないかと言う。

平塚らいてうは「個人としての生活と性としての生活との間の争闘に就いて（野枝さんに）」（『青鞥』五一八、一九一五年八月）において、一般人には二つ以上のことに自分の魂の総てを与えることはできず、一方の生活のために他方の生活に制限を加えなければならなくなるとして、女性が自己の芸術生活や、科学的な研究、或いは社会的事業のために墮胎に至ることがあるのではないか、このような場合の墮胎をも、生命を侮辱した不自然なことであり、許しがたい罪悪であると断定できようかと言っている。

この他山田わかか「墮胎に就て——松本悟朗氏の『青鞥の発売禁止』を読んで」（『青鞥』五一八、一九一五年八月）で、親になる資格がないのであれば、配偶者を持つ前にその資格を具えるのが人の義務であり、子育てに不適当な状況にあるというなら、それを避けるか改良すべきで、そのような自制ができない人間は法律で罰すれば良いと言う。

このように母の胎内にある胎児をどう扱うかは母の権限、子の生活に責任を持つてぬのに出産するのは無責任、生命の重視、出産と女性自身の人生の間の葛藤、親の資格を具えるべき義務と自己抑制等、墮胎を巡る議論の中で様々な論点が示された。但し妊娠に不可欠な男性の存在について特に焦点を当てて論ずることはなされていない。

「廢娼論争」では、伊藤野枝が「傲慢狭量にして不徹底なる日本婦人の公共事業に就て」（『青鞥』五一、一九一五年二月）で、上中流階級の婦人たちの公共事業は自己の虚栄心を満たすためのものにすぎず、例えば「婦人矯風会」が娼婦廢止を唱えるがそれは虚栄の為だと述べたことに対し、青山（山川）菊栄が「日本婦人の社会事業に就て伊藤野枝氏に与ふ」（『青鞥』六一、一九一六年一月）で、どんな理由であれ公娼制度は廢止すべきだと主張し、伊藤の論理の展開上見られる叙述不十分な点を尽く指摘した。

青山は伊藤の上中流階級の女性たちの慈善活動の問題点を暴こうとする意図を捉えることなく、公娼制度廢止の必要性を強調するため、議論のすれ違いを感じるが、二人の応酬の中にはいくつも興味深い視点が見られる。例えば青山は、売淫の存在は社会が女性をそこへ追い込むためであり、その犠牲者たる女性を罰するのは社会の二重の

罪だとし、共犯者たる男子も非罪に処すべきだとしており、また売淫消滅のためには生活難の緩和の方策を講ずべきで、性の解放、教育の革新と普及が必要だとしている。この男性にも問題ありという視点も興味深く、また伊藤・青山の論争からは改めて娼婦の存在は、生田花世が指摘した「食べること」と女性の貞操が交換条件とされる社会構造と密接に関わることに気づかされるのである。

次に『青鞥』休刊（一九一六年）後の女性たちの論争の一つ母性保護論争を挙げる。発端は与謝野晶子の「女子の職業的独立を原則とせよ」（『女学世界』一八一、一九一八年一月）と「女子の徹底した独立」（『婦人公論』三一三、一九一八年三月）における主張である。

与謝野は欧米の婦人運動に見られる妊娠分娩等の時期にある婦人の国家への経済上の特殊な保護要求に反対だとし、婦人は如何なる場合も依頼主義を採つてはならず、男女相互の労働で経済上の保障が得られる場合に結婚し分娩すべきだと主張する。

これに対して平塚らいてうが「母性保護の主張は依頼主義か」（『婦人公論』三一五、一九一八年五月）で反論した。欧州の私生児問題を挙げたうえで平塚は、国家は私生児を保護すべきであり、そのためには母の保護が必要となり、母親の妊娠、分娩、育児期の生活の安定を国家は助けなければならないと言う。平塚は、婦人は母となることで、個人的な存在から社会的、国家的存在となるとする。

続く議論から、与謝野は個人に強い自覚と努力を求めており、国家の保護は例外と考えること、対して平塚は子供を産み且つ育てる仕事は社会的、国家的仕事であり、それを担う母に国家は十分な報酬を与え保護する責任があるとするのが明確化する。

さらにこの議論に山川菊栄、山田わか加わり、論点が広がってゆく。山川は家庭における婦人の労働が不払い労働となっていることを問題視する<sup>3</sup>。山田も家庭における婦人の価値ある仕事に対して男に金を払わせるべきとす

るが、山田は、女子は子と夫のために家庭での仕事に従事すべきだとの発想である。山田は家庭を社会の基礎単位と捉え、家庭の安定を図るために、「女の本当の性質」との言説を用いて婦人行動を規定しようとするため、山川に徹底して批判されることになる。

この他山川は、女権運動は婦人にも労働の権利を認めるといような男女の機会均等を主張するのに対し、母権運動は機会均等を単純に主張することから生ずる弊害を修正し、婦人の本来もつ生活の権利を要求するとする。そして与謝野の主張はこの女権運動の伝統を継承し、平塚の説は母権運動の系譜を引くと位置付けている。

以上大正期を中心とした女性たちの議論では当時の女性たちが感覚的に捉えていた疑問が次々と挙げられ、その視点の鋭さに大きな興味を覚える。特に人為的に作り出され、いつの間にか社会に定着した男性支配―女性従属の構造的な女性への抑圧に気づき批判する点である。そしてこのような抑圧は男女間に限ったものではないことは、今や明らかになっている。人があらゆることを根拠として生み出す他者への抑圧、その中の一つが男女の間にも生じていることをフェミニズムは暴いたのである。そしてそれゆえフェミニズムは我々が無意識に当然だと思っていたことに疑問を差し挟む端緒を与えたのである。

ところでフランス革命を契機に生じ、二十世紀中頃まで続いた女性たちの運動をフェミニズムの第一波とすると、大正期の女性たちの議論は第一波の時期に重なる。また主張の中心は女性たちに生じた直接目に見える事態への疑問であった。

一九六〇年代後半フェミニズムの第二波が始まると、家庭という私の部分が問題視されるようになり、さらにはキャロル・ギリガン『もう一つの声』（一九八二年）<sup>4</sup>に見られるような、社会の中に存在する隠された男性中心主義が暴かれる。ギリガンは「正義の倫理」と「配慮の倫理」の二つが人間生活の中には見られ、一方が優れているとは言えないにもかかわらず、男性によく見られる「正義の倫理」を基準とすることで、「配慮の倫理」に基づい



て行動することの多い女性を基準に達しない劣ったものと評価してきたのではないかと指摘したのである。

このように一見見過ごしてしまうような、根底に潜む問題に対する理論的指摘は日本の大正期の議論では、まだあまり明確ではない。ただ生田は「食べることと貞操と」に男女間の社会構造的な問題を敏感に感じ取り、山川も、山田の用いる「女の性質」とか「婦人の天職」という言説に、「無自覚の男性中心主義」を読み取り厳しく非難する。また平塚の母性の保護は当然との主張も、男女間の様々な生物学的・生理学的「差異」の存在を認め一定の対応策を取ることは、形式的「同一」の取り扱いより、実質的な意味での女性の「平等な取り扱い」に繋がるとする、近年の「差異か平等か」の問題に関わるとも言える。

このように大正期の女性たちも第二波へと繋がる視点を内在させていたとすれば、やはり第二波は第一波に続いて必然的に生じる大きなうねりということなのであろう。この第二波の中では理論化への動きが深まってゆくが、現代日本でもそれらに関する外国の議論状況は次々と関心と呼ぶ。その一方でかつて日本の女性たちの見せた視点がこれらの理論展開に繋げて意識されることは少ないように思われる。

## 二、フェミニズム及び法律学での「現実の人」

明治以降の西欧近代の導入の中、日本では西欧近代法システムの確立が目指された。これは戦後も続いており、例えば川島武宜の『日本人の法意識』（一九六七年）などを見れば、西欧近代法システムの下での法意識の形成がやはり目指されたことがわかる。

しかし西欧近代も完全ではない。西欧近代の確立が目指される一方、「近代」から漏れ落ちたものに次第に目向ける動きがでてくる。所謂ポストモダンである。筆者の見たところ日本の法律学においても一九八〇年代になる

とこの動きが現われ始めており、例えば紛争解決をめぐる議論の中で、近代法が前提とした理念化された「理性的、合理的な人」に対する疑問が呈されている。これは民事訴訟法学、民法学、法社会学の一部の論者に見られたものであるが、「生身の人」とも表現される「現実の人」を基点として法理論の構築を図ろうとする立場である。「現実の人」の不確定性、多面性、複雑性に着目し、そのような人こそが裁判の当事者であるとしたうえで、裁判官の役割、実体法規範の位置付けが論じられている。そしてこのような理念化された人ではない「現実の人」への追究が深められ、その後法社会学の三年連続シンポジウムに見える「主体」の問題として現われている（シンポジウム「法主体のゆくえ」、『法社会学』六四、二〇〇六年）。

西欧近代法が前提とした理性的或いは合理的な主体像の限界が様々な分野で指摘されることと共鳴しつつ、新しい主体への模索がなされ、近代法が前提とした「自律的主体」と対置される「物語的主体」との捉え方が生まれ<sup>7</sup>た。物語や言語により主体は構成されるというような捉え方に基づき、「物語的主体」は、自律的や自立的或いは理性的とはおよそ言えない「主体」である。周囲との関係性の中で、他者との相互作用、それゆえの内的葛藤で揺れ動くものである。「現実の人」のもつ不確定性、多面性、複雑性を含み込んだものと言える。このような「主体」の捉え方はフェミニズムでも見られ、日本の法律学の議論と重なるところが興味深い。フェミニズムにおける「主体」像と、法律学での「物語的主体」の重なり合いについては、前掲拙稿『青鞥』論争から人と法へ<sup>8</sup>において述べたが、ここで簡単に述べる。

まずフェミニズムにおける「主体」像であるが、これについては竹村和子氏によるジェデス・バトラーの主張分析に基づくものに注目したい<sup>9</sup>。

竹村氏は主体概念の解体とは、自由な選択権を持つ「自律的主体」という理想への懐疑を示すものであるとし、主体／他者という二分法で分けることのできない存在のあり方を模索することを可能にするものとしている。また

主体が言説によって構築されているという視点を持つことは、主体を主体たらしめる要素の中に性言説が入り込むことで、「男」と「女」という二つの性だけが、それも二つが不平等な状態で存在することになるとの結果を生み出すという過程を解明するための視点を持つことになるとしている。

また竹村氏は、脱構築の重要性として、性的差異を生み出しているにもかかわらず、表面的には見えなくなっている権力操作を浮かび上がらせる点を挙げる。そして竹村氏は脱構築と歴史についても述べ、フェミニズムは歴史が覇権的権力によって語られる物語であることを暴いてきたとする。歴史は語られるテキストと捉えられるのである。

竹村氏は脱構築とフェミニズムの関係について述べる際、テキストとしての歴史に必然的に伴う「他者」は、我々自身の中、即ち「わたし」のなか」に在るという重要な指摘をする。この我々自身の中にある「他者」を生み出し、それゆえ抑圧を生み出す何ものかを暴き出すことを脱構築フェミニストは可能にするが、この「何ものか」は、性的差異の名を騙ることがしばしば見られるが、男と女というような性的差異に止まるものではないという点も指摘している。

このように竹村氏は脱構築と結びつくフェミニズムを、性的差異に止まらない、人間が持つ無意識の権力性、即ち他人への抑圧を生み出すものの存在を各々の人間に気づかせ、常に再考を促す契機を与えようという、人間の思考の過程に作用する思想とみる。よってフェミニズムに伴い認識されるようになった断片からなる「わたし」についても、女性という範疇や人を際限なく分断するためのものではなく、あくまで人が無意識に有する権力性即ち抑圧性を気づかせ、再考を促すための視点を与えるものとしてその有用性を認めている。

竹村氏がバトララーの言う「エイジェンシー」に「行為体」という表現を当てるのも、確固たる「自律的主体」を暗黙のうちに前提とされてしまう「主体」と名付けるより、言説権力の存在の下自己形成する一方でそれを瓦解さ

せつつ人は生きるとの捉え方が容易となり、バトラーの「エイジェンシー」の意味に適うとみるからであろう。竹村氏は「行為体」と表現するように、統一的ではない、周囲との関係で形成される不確定な存在として「主体」を捉えるわけだが、これは「主体」を解体して済ませるという意味ではなく、逆に断片から成るものと捉えざるを得ないとしたうえで、この断片に人と人との間の「連帯」可能性を見ている。

このように竹村氏は、人が無意識に生み出す抑圧から、人をいかに解放するかという点に思考を突き詰めるところから見えてきた視点を示し、その視点に賭けることで「連帯」の可能性を探ろうとしていると言える。よって人が生み出す抑圧に気づかせ、それによってなお且つ連帯の可能性をそこに見い出そうとするのが、ここで示された「主体」像のもつ意味ということになる。

このような現代におけるフェミニズムの論ずるところを辿ってみると、大正期の日本の女性たちが当時の社会構造の中にある人為的な抑圧性について未だ感覚的に捉えている段階であったのに比べると、その抑圧を生む構造に關して多面的且つ精緻な理論を展開させるに到っている。ここからもわかるように今やフェミニズムは男と女の性的差異と思ひ込まれていたものの欺瞞性を暴き出すだけではなく、人間が生来持つ抑圧性を問う理論へと深化している。そのため主体は言説により構築されるとの視点が示すように一人の人間がもはや一つの確立された個体とは捉えられず、断片の集積と捉えられることとなり、このような発想の下で「主体」を再考せねばならなくなる。その再考される「主体」は、自律的や自立的或いは理性的とはおおよそ言えず、「行為体」との表現にも見られるように、「近代」が前提とした「自律的主体」とは言えなくなっている。そして「自己決定」もそのような「主体」がなすものとなる。

先述の如く法律学においても「近代」に懐疑の目を向けることから「物語的主体」との捉え方が生じたが、「物語的主体」と捉えた場合もやはりその「自己決定」が問題となる。「自己決定」は周囲との関係性の中から、また

個人の内的葛藤を経て顕現されるものと捉えられ、そのうえであくまでそのような主体が自ら決定することが重視される。つまり人は自律的な存在と捉えられるわけではないが、しかし内に秘める自律への創発力を周囲は信頼し、それを最大限に尊重すべきではないかとされるのである。<sup>11</sup>そのため「物語的主体」が「自己決定」するのであるなら、その「自己決定」への関与者には如何なる役割が求められるのが問われる。関与者は法律家である場合も含め、干渉でもなく、パターナリズムでもない、当事者自身による決定を側で寄り添うことで支える「支援」の役割が求められることになる。さらに「支援」のためには「自己決定」をする人の声に「耳を傾ける」と、その際「人の声」を固定化してしまわぬために、人の声を「語り」と捉える視点が重要となる。これらの「主体」、「自己決定」、「支援」、「傾聴」、「語り」のいずれもが、確固とした變動不能の存在を疑う発想と結びつく概念である。しかし一方で安定性や普遍性を大きな要素として組み込んでいる「法律制度」との接合を図ることは忘れてはならない。「近代」への懐疑は、そこから「近代」の下の法律制度の再考の視点も生む。そのため法律制度との接合のための一方策として、「法の技法」が提唱されることになる。<sup>12</sup>

ところで前掲拙稿「『青鞥』論争から人と法へ」で「法の技法」論者として挙げた和田仁孝氏が極最近もポストモダン思想からの「近代主体」批判、さらに「近代」の権力性への批判を挙げ、その権力性ゆえに漏れ落ちてしまいう当事者の視点を掬うための試みとして「解釈法社会学」を提唱している。<sup>13</sup> 解釈法社会学では、個々の出来事における現場での人々の語りや声の解釈が重要な意味をもつ。そして制度の持つ権力性に抗しつつ、当事者の個別具体性の重視に極力努める臨床の場が制度の先に位置付けられている。

フェミニズムが導き出した「主体」像においては、和田氏に見られるような法律制度のもつ権力性に抗する点が最も親和的な部分であろうが、しかし「物語的主体」と捉える意義を法律制度の再考に置こうと思うのであればどうしても法律制度との接合を考えざるを得ない。如何にして抑圧が生まれるかに敏感であるべきで、抑圧に苦しむ人がい

るのならその解消は考えねばならないが、一方で法制度の担っている役割も非常に大きいことは言うまでもないことである。そこで筆者は「物語的主体」については、法制度の運用の中で個々の具体的事件に直面した時に持つべき視点の重要性として捉えている。そのためこの視点を持った上で法制度との接合を図る法の技法こそ追究すべきものと考えることになる。法制度の解体や規範の否定などは目的とはならない。

ではなぜその視点を持つべきものとして重要なのか。前掲拙稿『青鞥』論争から人と法へにおいて述べたように、このような視点を持つては、人の一つの行動を自律的判断に基づくものと速断するのではなく、その判断に到る課程での、関与する者の存在、周囲との関係から生まれる当事者の悩み、逡巡にも思いを致すことを可能にし、例えば江原由美子氏が主張するような、女性一人の問題として妊娠中絶の問題を捉えるのではなく、そこには少なくとも男性が関わっていることを明確に意識させようのではないかということである。

このように法律学でいう「物語的主体」は「現実の人」の分析に基づいて導かれたものであったわけだが、それがまた「主体」像を通してフェミニズムとの接点となっており、法制度を考えるために重要な視点を与えるのである。

### 終わりに

以上、まず日本の大正期に当時の女性たちの中に見られたフェミニズムに関わるような多数の視点を確認した。この視点が現代のフェミニズムの論ずるところとどのように繋がるのかの検討は現段階では今後の課題である。

一方現代のフェミニズムの論ずるところと法律学の論ずるところの接点に目を向けると、その一つとして「近代」の前提とした「自律的主体」に對置される「主体」の捉え方が挙げられる。法律学における「物語的主体」は「現実の人」の分析に基づくものであり、また「近代」から漏れ落ちたものに目を向けるといふ観点から法制度を考え

るものであった。制度が設けられるとその枠に収まりきらないものがでてくるが、その部分を切り捨てるのではなく、そこへも配慮するとの側面を持っていた。ただ個々の事件の個別具体性をあまりにも強調すると制度構築が困難となる。そのため法制度の持つ安定性を考えるなら、フェミニズムとも重なる「物語的主体」の個別具体性に目を向けさせる作用は、法制度運用時の視点として重要な意味を持つと捉えるべきでないかと思われる。

ところで「物語的主体」を取り上げたシンポジウム報告「法主体のゆくえ」(注(7))は、「物語的主体」に注目する一方で「自律的主体」像をさらに検討しようとする動向も看過できないとしている。合理性の内実をより明確に定式化し、また合理性概念を操作可能な概念として理論の中核に据えようとする理論動向が典型的なものと考えられるとされる。「法主体」については、「物語的主体」のように合理性を正面に掲げることに距離を置こうとする方向性と、一方「自律的主体」のもつ合理性をより明確にしようとする方向性の二つから検討を迫られていると指摘されていた。この後者の「自律的主体」の合理性の追究は、非常に逆説的ではあるが人間の非合理的な行動を定式化という手法で明らかにするものとも言える。そしてこの方向性の研究が近年例えば民法学などで登場している、行動経済学に基づく探究である。<sup>15)</sup>

そこで示されたのは会社の勧誘に従い投資を行なう人の、およそ合理的とか理性的とは言えない姿である。ところで「物語的主体」は、人間が様々に見せる合理的にも理性的にも見えない極めて多様な姿を含み込んで捉えようとするものであり、人の不確定性、多面性、複雑性等すべてに目配りしようとする。これに対してここで用いられる行動経済学の手法は不合理、非理性的な姿の典型例を示すというものであるため、一つの要素を取り出し、他のすべては切り捨てることになる。二つの発想は全く逆である。ただこの手法も「近代」の念頭に置いた「合理的な人」ではなく、「現実の人」の非合理的な一面を切り取って捉えるものであるため、やはり「現実の人」に着目している。シンポジウム「法主体のゆくえ」が示すように、「近代法」の前提とした「合理的・自律的主体」の限界が法律

学のみならず様々な分野で論じられており、この点についてはフェミニズムも同様であった。そしてこの限界の自覚が「現実の人」分析に目を向けさせた。フェミニズムと法律学の接点にあったのが、「現実の人」分析であったわけだが、「現実の人」分析が複数の視角や手法で行なわれているのがまた興味深い。この発想としては逆とも言える二つの方向性が法制度の検討に如何なる影響を与えるのか、注目してゆきたい。

## 注

- (1) 論争に関する文献は、折井美耶子編集／解説『資料 性と愛をめぐる論争』（ドメス出版、一九九一年）による。
- (2) 論争に関する文献は、香内信子編集／解説『資料 母性保護論争』（ドメス出版、一九八四年）による。
- (3) 日本の家事労働論争については、拙稿「日本の家事労働論争について」（『名城法学』六七―二二〇―一七年）において述べた。日本では家事労働については大正時代に論じられ、戦後も一九六〇年代に論じられながら、理論化にまでは到らなかった。

また以下の山川、山田の主張については、

- 山川菊栄「母性保護と経済的独立——与謝野、平塚二氏の論争——」（『婦人公論』三一九、一九一八年九月）
- 山川菊栄「婦人を裏切る婦人論を評す」（『新日本』八一―八二―一九一八年八月）
- 山田わか「母性保護問題——与謝野氏と平塚氏の所論に就て——」（『太陽』二四―一一、一九一八年九月）
- 山田わか「今後の婦人問題を提唱す」（『女、人、母』一九一八年）
- (4) キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳『もう一つの声』川島書店、一九八六年
- (5) この点について詳しくは、拙稿「大正期の母性保護論争に見られる三つの論点」（『名城法学』六三―四二―二〇一四年）川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、一九六七年）
- (6) 筆者は日本でみられる中国の民事裁判理論の研究との関連で、日本における「近代法」の限界に目を向け「現実の人」を問う動きと言える民事訴訟法（第三の波）論、民法（山本顯治説）、法社会学（和田仁孝説）の各々を分析し、整理した。



- 拙稿「現代中国民事裁判理論の課題と伝統中国法の視角」(『名城法学』四九―一、一九九九年)
- (7) 「物語的主体」については、「主体」を問う三年企画の最終年のものであるシンポジウム報告山本顯治「法主体のゆくえ」(『法社会学』六四、二〇〇六年)
- (8) 参照した竹村氏の文献としては、竹村和子編『ポストフェミニズム』(作品社、二〇〇三年)の竹村氏執筆及び対談箇所本稿で挙げた点については特に一〇九―一〇頁、一一五―一六頁。  
また竹村訳/ジュデス・バトラー『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(青土社、一九九九年)参照。
- (9) 竹村説についてより詳しくは、拙稿『青鞥』論争から人と法へ」(『阿部照哉先生喜寿記念論文集』成文堂、二〇〇七年)「行為体」については以下を参照。  
竹村訳/ジュデス・バトラー「触発する言葉——パフォーマティヴィティの政治性」及び訳者解題(『思想』一九九八年一〇号)、「訳者解題」からも、言語により形成され、また言語を使用するものである「行為体」が、固定化した主体とは異なる点に竹村氏が注目していることがわかる。  
竹村対談「バトラーがつかぬもの」(『現代思想』二〇〇〇年二月号)  
竹村「アイデンティティの倫理——差異と平等の政治的パラドックスのなかで——」(『思想』二〇〇〇年七号)、「連帯」については四五―五四頁。
- (10) 人の行なう無意識の抑圧について鲁迅の小説を用いて述べたものとして、シンポジウム「中国法制史における『史料』と『現実』」での筆者報告「鲁迅に見える『現実』と法」(『名城法学』五四―三、二〇〇五年)
- (11) 個人の自律や自立に関し検討したものととして、シンポジウム「国家と自由の空間」での筆者報告「大正期母性保護論争に見られる個人と国家——『現実の人』と徳・礼・法——」(『名城法学』六七―四、二〇一八年)
- (12) 山本顯治「非援助の支援と民事法学——法・コンテクスト・技法——」(和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、二〇〇四年)  
筆者の考える「法の技法」について述べたものとして、拙稿「鲁迅の描く『人』と届かない『声』、そして法」(『社会科学研究』

五八―二二(二〇〇七年)、そこで挙げた技法の例は、法廷への遺影の持ち込みが一般的に認められていなかった時代に、被害者の遺影を持ち込んだ母親に対して裁判長は遺影を仕舞うことを命じる一方で、被告人に対して遺影を持ち込んだ気持ちがあるのかと問いかけたという例である。ルールを守りながらも、そこに収まりきれないものへの配慮をしているというものである。但しこれらは個別具体性が大きい。

なお「支援」に関して言えば、前掲注(6) 拙稿で「第三の波」論派の一人として挙げた佐藤彰一氏はここで掲げる山本論文につき、「支援」が本人を説得したり、外在的ルールを適用するようなものではなく、本人の主体性を導き出すものと捉えられている点に注目している。

- (13) 佐藤彰一「アドボケイト活動と『意思決定支援』」(西田英一・山本顯治編『振舞いとしての法』法律文化社、二〇一六年)  
 和田仁孝「臨床知としての法社会学——解釈法社会学と実践——」(『法と社会研究』二、二〇一六年)

- (14) 江原氏の著作は多いが、前掲拙稿『青鞥』論争と人と法へ』で基づいたものは、江原由美子『自己決定とジェンダー』(岩波書店、二〇〇二年)

- (15) 山本顯治「投資行動の消費者心理と民法学〈覚書〉」(『法動態学叢書・水平的秩序』四、法律文化社、二〇〇七年)  
 同氏「投資行動の消費者心理と勧誘行為の違法性評価」(『新世代政策学研究』五、二〇一〇年)

ここでは行動経済学に基づき、人の一般的な心理的傾向を投資の勧誘会社は利用できるのではないか、もしそうであればその点から勧誘行為の違法性を考えるべきではないかと指摘されている。

またこのような勧誘行為の頻発は社会的厚生を害するのではないかとの指摘もなされるが、社会的厚生については山本氏により、「社会的厚生」と「権利」の関係が既に注目されている。

山本顯治「現代不法行為法における『厚生』対『権利』——不法行為法の目的論のために——」(『民商法雑誌』一三三―一六、二〇〇六年)

付記

本稿は日本法哲学会学術大会で行なった報告（二〇一八年二月一〇日）の内容に補足したものである。より詳しくは、拙著『伝統中国と近代法、人』（成文堂、二〇一九年）を参照いただくと幸いである。

